

岩手県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
宗和暢之	東京都大田区大森北六丁目2番18号 グランセドル401
木村大輔	岩手県盛岡市愛宕町11番9号
田高禎治	岩手県盛岡市中野一丁目10番3-202号
清水真弘	岩手県盛岡市材木町8番21-301号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年5月13日から平成25年3月31日まで